

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスとは、株主の権利を平等に保障し、企業としての継続性を担保するための枠組みであると考えております。このため、内部統制が日常活動に落とし込まれるよう組織制度の運営を図るとともに、リスク管理体制の充実を図っています。更に、「企業理念」や「企業行動基準」において、広くステークホルダーの権利・利益を尊重し、円滑な関係を構築して価値連鎖を創造することが当社の活動の原点であることを明示し、従業員への徹底に努めております。

機関設計の上では、監査役を設置しております。監査役を設置しておりますのは、相互牽制の働く健全な企業運営のためには監査役による専門的経営監視が行われることが望ましいとの考え方によるもので、監査役は、会計監査人と連携しながら、取締役の職務執行の適正性について監査を実施しております。取締役会は、法令及び定款等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

今後も、経営の透明性及び健全性の確保並びにアカウンタビリティの明確化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目指してまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	26,996,000	48.27
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,441,202	4.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,309,300	2.34
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	1,198,800	2.14
株式会社光通信	1,027,100	1.84
コネクシオ社員持株会	533,780	0.95
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ISG	460,346	0.82
有限会社福田製作所	425,000	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	400,500	0.72
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	349,600	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無 **更新**

伊藤忠商事株式会社 (上場:東京) (コード) 8001

補足説明 **更新**

1. 当社は、自己株式11,184,932株(20.0%)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. タワー投資顧問株式会社から平成25年9月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成25年9月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 タワー投資顧問株式会社 代表取締役社長 藤原 伸哉  
住所 東京都港区芝大門1丁目2番18号 野依ビル2階  
保有株式数 3,767,300株  
保有株式割合 6.74%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

伊藤忠商事株式会社は当社の支配株主であります。提出日現在の取引関係につきましては、出向社員給与の支払、携帯電話の販売等の取引がありますが、いずれも極めて僅少であるため、「関連当事者との取引」として注記を行っておりません。なお、伊藤忠商事株式会社との取引にあたっては、その必要性があるものに限って、その条件が第三者との通常の取引条件と著しく相違しない公正妥当な取引を行っております。当社は、「企業行動基準」において、全ての取引先と公正な取引を行うことを定め、コンプライアンス委員会を中心に周知徹底を図るとともに、顧問弁護士や監査役、内部監査部による定期的なチェックを行っております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社である伊藤忠商事株式会社の従業員より取締役1名、監査役1名を招聘していますが、経営の独立性は高く保たれており、全ての株主にとって最善の利益となるように経営判断を行っております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
宮本 元	他の会社の出身者								△				
細井 一雄	他の会社の出身者								○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本 元	○	当社独立役員  独立役員として指定している社外取締役の宮本 元氏が過去、在籍しておりました京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社と取引実績がありますが、取引の規模・性質に照らして、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	・これまで他の会社の取締役を経験しており、また、情報通信産業について豊富な経験・知識等を有しており、取締役の職務遂行の監督機能の強化に寄与していただけるため。 ・当社独立役員として選任している理由は、現在及び過去において一般株主と利益相反の生じる立場にある恐れがないと判断されるため。
細井 一雄	○	当社独立役員  独立役員として指定している社外取締役の細井 一雄氏が過去、在籍しておりました日本オラクル株式会社及び現在在籍しております情報技術開発株式会社と取引実績がありますが、取引の規模・性質に	・これまで経営者として豊富な経験を有しており、経営者としての幅広い見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるため。 ・当社独立役員として選任している理由は、現在及び過去において一般株主と利益相反の生

	照らして、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	じる立場にある恐れがないと判断されるため。
--	---	-----------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、会議や電話等により意見交換や情報聴取を行っております。会計監査人による実地棚卸立会に監査役が立ち会う場合もあります。  
また、常勤監査役は、内部監査部による監査計画の立案にあたって助言を行い、また内部監査部から社長への報告に陪席して内部監査結果の伝達を受けております。日常的にも内部監査部と連絡を取り合い、内部監査状況を把握しております。  
同様に、内部監査部と会計監査人との相互連携についても、情報交換及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 <b>更新</b>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
遠藤 隆	弁護士														
阿部 紘武	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤 隆	○	弁護士 当社独立役員	・法務の専門的見地からの経営監視を行って頂くため。 ・当社独立役員として選任している理由は、現在及び過去において一般株主と利益相反の生じる立場にある恐れがないと判断されるため。
阿部 紘武	○	公認会計士	・会計の専門的見地からの経営監視を行って頂くため。 ・当社独立役員として選任している理由は、現

	当社独立役員	在及び過去において一般株主と利益相反の生じる立場にある恐れがないと判断されるため。
--	--------	---

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <small>更新</small>	4名
--------------------------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
--------------

平成19年3月期より、従来利益処分として支払っていた賞与を業績連動報酬として支給することとしております。当該報酬は当期純利益等の業績指標から報酬月額等の乗数を決定する算式で求められる額を株主総会に諮った後に支給しております。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

全取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <small>更新</small>	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

平成27年3月期においては、固定報酬として取締役8名に131百万円(うち社外取締役2名に5百万円)を支給しました。また、定時株主総会において業績連動報酬(賞与)として社内取締役5名に52百万円を支給することを決定いたしました。

取締役の報酬額決定については、固定報酬額は株主総会にて決議された総額の範囲内で、内規に従い、企業倫理の実践、「企業行動基準」の遵守又は長期的視点に立った組織運営などを勘案のうえ、代表取締役が決定しております。業績連動報酬額(従来賞与として利益処分の中で行っていたもの)は、当期純利益等の業績指標から報酬月額等の乗数を決定する算式で求められる額を株主総会に諮った後に支給しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役・社外監査役のサポートは、経営企画部において取締役会資料を事前配布することにより行っております。社外監査役については、常勤監査役が監査役会開催時のほか、随時監査に必要な情報を提供しています。監査役を補佐する使用人を任命しており、当該使用人の取締役からの独立について、取締役会において決議しております。社外取締役・社外監査役ともに、業務の対価としての報酬水準は内規において定めております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会設置会社、監査役(監査役会)設置会社です。

### 〈取締役会〉

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成され、定例は毎月1回開催しております。当社の重要な業務執行に係る決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。

### 〈取締役〉

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令及び定款その他の社内規程に従い、担当業務を執行しております。また、代表取締役及び会社の業務を執行する取締役は、原則として月1回、職務執行の状況を取締役会に報告しております。なお、取締役の被選任候補者の指名にあたっては、広く優秀な経営者を求める観点から、代表取締役が起案して取締役会に諮っております。

#### 〈監査役会〉

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成されております。各監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査、会計監査人との連携等を通して、取締役の職務執行の適正性について監査しております。

#### 〈マネジメント・コミティ/CSR・コミティ〉

社長の業務執行権限に属する事項については、常勤取締役(管掌役員または部門長兼任)及び部門長を常任メンバーとするマネジメント・コミティが原則として毎月1回開催され、社長の重要な意思決定に係る諮問に応じています。同様に常勤取締役(管掌役員または部門長兼任)及び部門長を常任メンバーとするCSR・コミティがあり、職場の安全(安全衛生委員会)・環境保護活動(環境委員会)・情報セキュリティ(情報セキュリティ委員会)・コンプライアンス(コンプライアンス委員会)・内部統制(内部統制委員会)等の各分野において、当社が社会的責任を果たし存続可能性を高めるための諸活動を、それぞれ個別の検討委員会に行わせながら、社長からの諮問に応じております。

監査・監督機能については、他の会社の経営者として豊富な経験等を有する社外取締役2名、当社の事業内容・経営実態に詳しい親会社従業員である取締役1名、経理・財務・法務の高い専門性を有する社外監査役2名を含む監査役4名体制で取締役の監督機能向上を図っております。

会計監査人の監査については、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査及び内部統制監査を受けております。会計監査を実施した公認会計士は松村 浩司氏、箕輪 恵美子氏であり、継続監査年数は公認会計士法が規定する年数を超過しておりません。

#### 〈取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間の責任限定契約の内容〉

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役新宮達史氏、社外取締役宮本元氏、社外取締役細井一雄氏、社外監査役阿部紘武氏、及び監査役吉村徳一郎氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社であります。

当社は、相互牽制の働く健全な企業運営を行うためには、取締役が相互に監視するのみならず、監査役による専門的見地からの経営監視が行われることが望ましいとの考え方から、監査役制度を採用しております。また、変化する事業環境に迅速に適応するとともに、取引先やお客様の満足度を向上させ長期的・継続的に企業価値を高めるためには、業務を熟知する取締役が重要な経営意思決定に関与すべきであるとの考え方から、常勤取締役のうち社長以外の3名は執行役員を兼務し、業務執行に専念する10名(提出日現在)の執行役員を設けております。

また、経理・財務・法務の高い専門性を有する社外監査役2名、当社の事業内容・経営実態に深い知識を有する親会社従業員である監査役1名、当社出身の常勤監査役1名が、客観性・中立性を確保した業務執行の監視を行っていることに加え、監査役会と内部監査部門は密に連携を図っております。また、取締役としての経験が豊富な社外取締役2名と親会社従業員である取締役1名が経営者の視点から経営執行を監視し、適切な意見を述べる等、現在の体制による経営に対する監視体制は有効に機能しているものと判断しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期の定時株主総会の招集通知については、法定期日の5日前(3営業日前)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期の定時株主総会は、集中日を回避して6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権行使を採用しております。
その他	議決権行使の促進のため、招集通知を発送前に、東証への開示および当社ホームページへの掲載を行っております。また、株主様に理解を深めていただくため、事業報告スライドの上映および当社ホームページへの掲載を行っております。更に、株主様との寛いだ意見交換を行うため、総会終了後に株主懇談会を開催いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、個人投資家様向けに決算説明会を実施しております。当社の業績についての理解を求めています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算、本決算終了後)、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しているほか、個別ミーティングを随時行い、業績と経営方針についての理解を求めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書や株式情報などの掲載に加え、四半期毎の決算説明資料、適時開示資料など、各種情報を公開しております。 ※当社IRサイト: <a href="http://www.conexio.co.jp/ir/index.html">http://www.conexio.co.jp/ir/index.html</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: 経営企画部 広報・IR課 事務連絡責任者: 経営企画部長 神野 憲昭	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーを尊重し、ステークホルダーとの間で価値創造を継続することを「企業理念」「企業行動基準」において明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	主要な事業所において環境ISO認証・情報セキュリティISO認証を取得しているほか、CSR報告書の作成・公開、コンプライアンス・安全衛生の確保・内部統制のための諸活動を司る委員会をCSR・コミティの傘下に設置し、ステークホルダー全般に対する利害調整に係る活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	方針は、本コーポレートガバナンス報告書 V その他 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項に記載の通りですが、「内部者取引管理規程」において重要情報の管理と社外への公表について定めているほか、具体的な手順をIR担当部署のマニュアルに定めております。
その他	女性の社員比率が60%近い当社では、女性社員の活躍推進に向け、キャリアアップや仕事と家庭の両立支援を目的に、職場環境・風土の改善に継続的に取り組んでいます。  2014年度は、女性リーダー育成を目的とした「リーダーチャレンジ研修」と女性店長育成を目的とした「ステップアップ研修」を実施しました。ステップアップ研修の受講生から10名の女性店長が誕生しました。  また、2013年10月に厚生労働省が制定している「次世代育成支援対策推進法」に基づく「子育てサポート企業」に認定され、次世代認定マーク「くるみん」を取得し、2015年2月には、「子育て支援」「働きやすい職場づくり」などの取り組みが評価され、本社のある東京都新宿区にて、「ワークライフ・バランス推進企業」に認定されました。

当社では、今後もダイバーシティの浸透・啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進、短時間勤務者や障がい者などの多様な人材の活躍推進を引き続き行っていきます。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法及び会社法施行規則の定めに従い、平成18年5月16日の取締役会において、当会社の取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する旨を決定しております。

当該体制には、

- ・「企業理念」及び「企業行動基準」を定め、取締役及び使用人はこれに則り行動すること
  - ・チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンスプログラム」を制定し、これを実行すること
  - ・「内部情報提供制度規程」による内部通報制度を整備し、不正行為等の抑止とリスク情報の早期把握に努めること
  - ・顧問弁護士をメンバーに加えたコンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス体制の遵守についてのモニタリングを実施すること
  - ・コンプライアンス委員会の報告、内部監査の結果等に基づき、取締役会において、コンプライアンス体制を適宜及び定期的に確認し、見直すこと
  - ・反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応すること
  - ・取締役の職務執行に係る重要情報が記載された文書を規程に基づき適切に保存し、管理すること、また取締役・監査役によるそれらへのアクセスが確保されること
  - ・子会社についても主管部署が規程に基づき経営管理にあたり、同時に、「コンプライアンスプログラム」の徹底に努め、また子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務執行が適正に行われているかを監視すること
- 等の項目を含みます。

なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

基本的な考え方につきましては、「企業行動基準」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を明記し、周知徹底のため全従業員に携行させると共に当社ホームページにて開示しております。また、「内部統制システム構築の基本方針」においても、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、これらからの不当要求に対して警察・弁護士等の外部専門機関と連携の上、毅然と対応する旨を定めております。

その整備状況につきましては、「反社会的勢力排除規程」及び「コンプライアンスプログラム」において、反社会的勢力に関する対応部署や対応方法、外部専門家への相談窓口等を定めております。また、定期的な講習会や講演会への参加及び所轄警察署や近隣企業と情報交換等、反社会的勢力の動向に関する情報に基づいて反社会的勢力による被害防止の対策、社員教育を行っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る会社の基本方針

当社は、顧客・株主・社員・社会といった全ステークホルダーとの価値連鎖を創造することを企業理念上も明らかにしております。適時・適切・正確・公平な経営情報のディスクロージャーを行うことは、ステークホルダーが適切に権利行使をする環境を整えるとともに、経営が株主価値に誠実であるかどうかの牽制を有効なものとし、コーポレートガバナンスが働くための基本的条件であると認識しております。

また、当社の主たる商材である携帯電話は、既に一人に一台近くの割合で普及し生活に不可欠なツールとなっており、全ての株主は携帯電話利用者であるとも言えます。積極的かつ継続的なディスクロージャーを通じて市場と対話し、また市場からの評価を謙虚に経営手法にフィードバックすることは、当社の事業運営上も有用であり、ひいては株主価値の向上に繋がるものと考えております。

2. 情報取扱責任者及び担当部署について

情報取扱責任者は、従業員から報告を受けた重要情報を統括し、社長承認のもと、重要情報か否かの判定、開示の要否と手段の決定を行い、また開示実務に携わる以下の担当各部署を指揮します。

取引所からの照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る情報取扱責任者は、取締役常務執行役員であります。

開示作業にあたっては、情報取扱責任者の統括の下で、経営企画部が開示文書作成業務及び開示業務を担当しております。経営企画部は、投資者等に対して適時適切に会社情報を開示するために、当社取締役会及び各部署、関係会社の責任者や関連部署等と連携して、情報収集に努めております。

3. 適時開示に係る社内体制について

1) 決定事実について

決定事実とは、当社の業務執行を決定する機関が、当社の有価証券に対する投資家の判断に重要な影響を及ぼす事項を決定したことをいい、当該事項の決裁が社長又は取締役会の決定又は承認を得たものであるときは、開示に際して再度承認を得る必要はないものとし、取締役常務執行役員決定の後開示しております。また、それ以外の場合、決定権限を有する部長又は部門長から報告を受けた取締役常務執行役員は、適時開示規則に照らして開示が必要と判断したときは、開示起案者に起案を指示し、マネジメント・コミッティ審議の上社長承認を得て開示しております。

2) 発生事実について

発生事実とは、当社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって当社の有価証券に対する投資家の判断に重要な影響を及ぼす事項が発生したことをいい、取締役常務執行役員は、当該事実に関して報告を受け、適時開示規則に照らして開示が必要と判断したときは、開示起案者に起案を指示し、マネジメント・コミッティ審議の上社長承認を得て開示しております。

3) 適時開示について

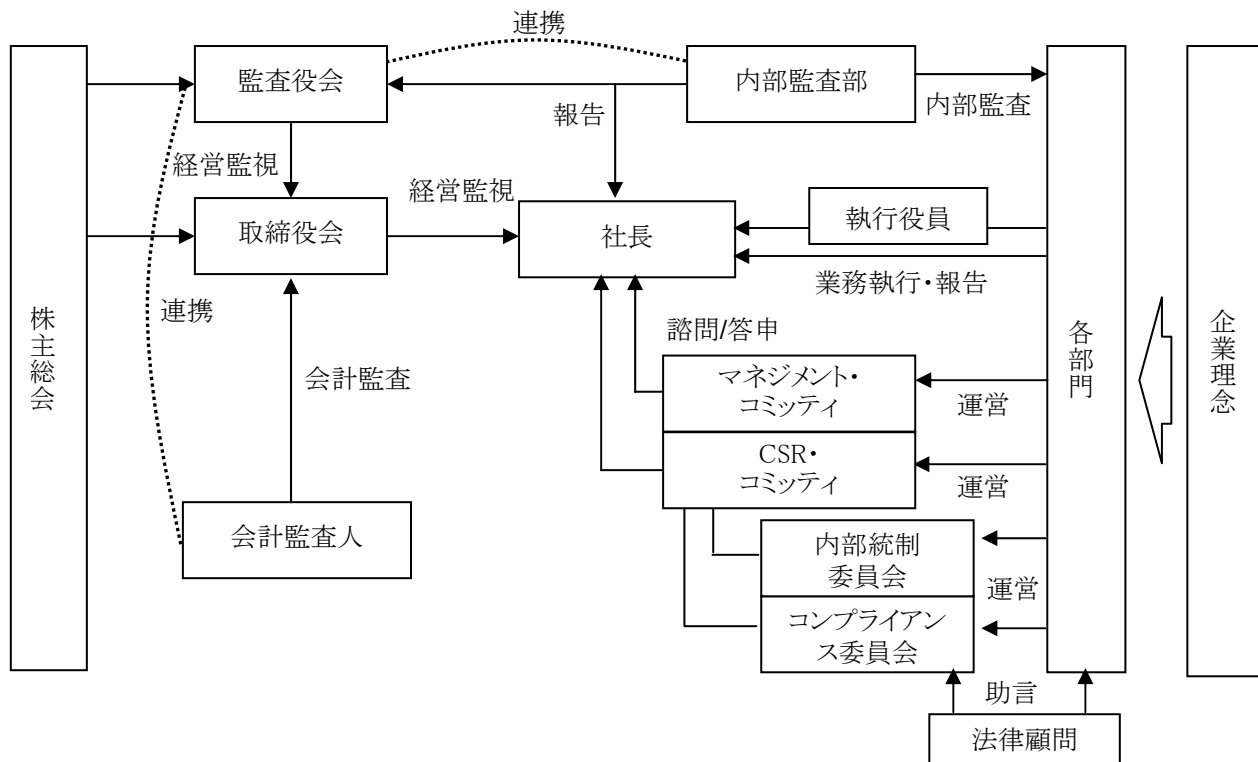
適時開示規則や開示府令等の関連規則を遵守する形で開示内容を取り纏めます。経営企画部は、重要な会社機関/マネジメント・コミッティ及び社内外広報業務の主管を行うとともに、コンプライアンス委員会の事務局、法務業務主管の総務部と連携をとりながら、社内発生する「決定事実」について、集中的に情報管理を行っております。また、財務経理部は経営企画部と相互に連絡を取りながら、適正にセキュリティ管理を行いながら、主として「決算情報」を作成しております。

開示業務が適切に行われているかどうかは、社長直属の内部監査部が監査しております。また、財務経理部や経営企画部は、必要に応じて会計監査人や印刷会社といった専門家からアドバイスを受け、誤謬を防ぐようにしております。

4) 開示情報の管理について

開示情報については、情報取扱責任者が一元管理しております。

(内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図)



(適時開示体制概要書(模式図))

